

# 処 分 基 準

B - e - 28 の 1

令和 8 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 : 道 路 交 通 法
根 拠 条 項 : 第 108 条 の 3 の 5 第 1 項
処 分 の 概 要 : 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 講 習 の 受 講 命 令
原 権 者 (委 任 先) : 愛 知 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 道 路 交 通 法 第 108 条 の 3 の 5 第 1 項 (特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 講 習 の 受 講 命 令)
処 分 基 準 : 道 路 交 通 法 第 108 条 の 3 の 5 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 危 険 行 為 (以 下 単 に 「危 険 行 為」 と い う。) を し た 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 で あ っ て、当 該 危 険 行 為 を し た 日 を 起 算 日 と す る 過 去 3 年 以 内 に そ の 他 の 危 険 行 為 を し た も の に つ い て、次 に 掲 げ る 場 合 を 除 き、3 月 以 内 に 行 わ れ る 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 講 習 の 受 講 を 命 ず る こ と と す る。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交 通 事 故 に よ り 下 半 身 不 随 と な る な ど、特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 の 運 転 に よ っ て 道 路 に お け る 交 通 の 危 険 を 生 じ さ せ る お そ れ が 失 わ れ た と 認 め ら れ る 場 合</li><li>・ 既 に 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 講 習 を 受 け た 者 で あ る 場 合 で あ っ て、特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 講 習 を 受 講 し た 後 の 危 険 行 為 が 2 回 に 満 た な い と き</li><li>・ 特 定 小 型 原 動 機 付 自 転 車 運 転 者 の 起 算 日 時 点 の 年 齢 が 16 歳 未 満 で あ る と き</li></ul>
問 い 合 わ せ 先 : 愛 知 県 警 察 本 部 交 通 総 務 課 審 査 講 習 係 電 話 (052) 951-1611 内 線 5066
備 考 :